

南陽市における小中学校の適正規模・適正配置に関する計画
策定に係る基本的な方針及び具体的方策について

（ 答申に係る説明資料 ）

令和7年 1月

南陽市小中学校適正配置等検討委員会

目 次

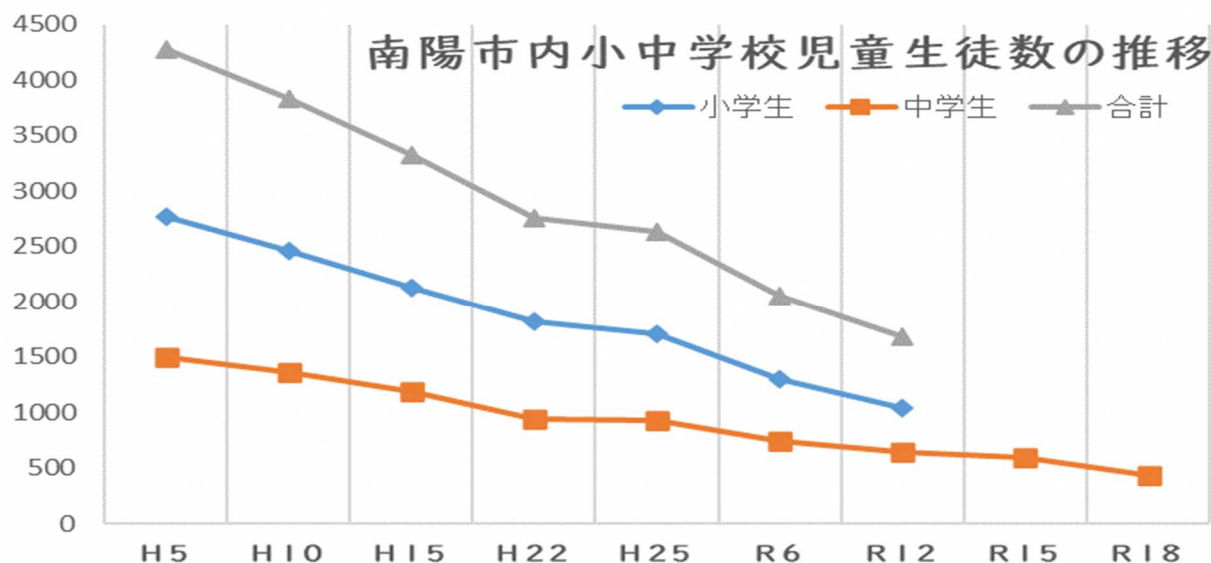
第1章	はじめに	1
(1)	南陽市小中学校適正配置等検討委員会名簿	3
(2)	検討委員会の経過	4
第2章	南陽市小中学校の現状と将来予測	
1	南陽市立小中学校の状況	
(1)	児童生徒数の推移	5
(2)	小・中学校の規模	5
(3)	学校施設の現状	7
2	児童生徒数の減少に伴う課題と小規模校のよさの検証	
(1)	小規模校のメリットの最大化・メリットを生かした指導の充実(例)	8
(2)	学級数が少ないことによる学校運営上の課題(例)	8
(3)	教職員が少なくなることによる学校運営上の課題(例)	8
(4)	学校運営上の課題が児童生徒に与える影響(例)	8
第3章	検討委員会での議論の過程	
1	これから求められる学校教育のあり方	9
2	つむぎ・つなぎ、進化・発展させる南陽市の教育 (第六次南陽市教育振興計画の推進)	9
3	小中学校の規模・配置の適正化に関する基本的な方向性	11
4	これまでの検討委員会の意見を踏まえた論点の整理	12
第4章	検討委員会における学校規模の適正化の考え方	
1	学校規模適正化の必要性	14
2	南陽市における適正規模の基準	15
3	計画策定に係る具体的方策	15
第5章	おわりに	16
【参考資料】		17
※	南陽市長から教育長に対する依頼(令和5年3月29日付 み第405号)	20
※	教育長から検討委員会に対する諮問(令和6年2月29日付 南教学第2013号)	21
※	南陽市小中学校適正配置等検討委員会の運営・審議の方針について	22

第1章 はじめに

令和6年度の南陽市内小中学校に在籍する児童生徒数は、2,055人（R6.5.1）となっており、平成22年（中学校統合時）の2,762人、平成25年（小滝小・荻小統合時）の2,637人と比較して10年間で、およそ600人減少しています。

また、住民基本台帳によると令和12年度には、1,684人（－371人）まで減少するものと見込まれております。令和4年10月、南陽市全体の人口は、29,971人と30,000人を割り込み、同様に本市の少子化の傾向も著しく、回復の兆しは見えない状況にあります。

図表①



	H5	H10	H15	H22	H25	R6	R12	R15	R18
小学生	2,774	2,466	2,130	1,818	1,703	1,306	1,045	-	-
中学生	1,499	1,359	1,195	944	934	749	644	602	443
合計	4,273	3,825	3,325	2,762	2,637	2,055	1,684	-	-

(令和6年5月1日現在・R12/R15/R18の数値は推計値)

国の「第4次教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）では、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくこと、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方を追究していくこと等が求められています。

このような状況下において、南陽市教育委員会では、第六次南陽市教育振興計画（令和4年度～令和13年度）の中で、質の高い学びを目指したより良い教育環境の充実のため、中長期的な展望に立ち、「市内小中学校の適正規模・適正配置の検討」について示しました。

その後、総合教育会議において南陽市長からの要請があり、令和6年2月、南陽市立学校適正配置等検討委員会（当委員会）が設置され、南陽市立学校の適正規模・適正配置に関する方針（案）の策定について諮問を受けました。

当委員会では、少子化に伴い南陽市立小中学校の児童生徒数が減少する中、将来にわたって義務教育の水準の維持・向上を図り、子供たち一人一人が社会の変化に対応し、高い志を持って自立的に生きることができるよう、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目的として、多様な視点（児童生徒数・教職員の推移、教育内容・方法、施設設備の長寿命化、国・県の動向等）から議論を重ねてまいりました。

本資料では、「南陽市における小中学校の適正規模・適正配置に関する計画の策定に係る基本的な方針及び具体的方策」を示すにあたっての、当委員会での議論の過程をお示しいたします。

(1) 南陽市小中学校適正配置等検討委員会名簿

【委員】

(敬称略、順不同)

N0	区 分	氏 名	所属等
1	学識経験者 (1号委員)	猪野 忠	六教振審議会委員長 ※赤湯中学校運営協議会委員
2	学識経験者 (1号委員)	廣居 安子	人権擁護委員
3	学校運営協議会代表 (2号委員)	對間 貴子	学校運営協議会委員
4	学校運営協議会代表 (2号委員)	竹田 耕平	学校運営協議会委員 (地区長会)
5	学校運営協議会代表 (2号委員)	小林 寿子	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員
6	保護者代表 (3号委員)	加藤 由和	R6 南陽市 PTA 連絡協議会 R5 宮小副会長・R6 宮小会長
7	保護者代表 (3号委員)	川合 和恵	荻小学校 PTA R5 会長
8	保護者代表 (3号委員)	高橋 任	漆山小 PTA R5 会長
9	保護者代表 (3号委員)	佐藤 寛介	沖郷中学校 PTA R5 会長
10	保護者代表 (3号委員)	皆川 晃一	赤湯中学校 PTA R5 副会長・R6 会長
11	保護者代表 (3号委員)	佐藤 絵里子	中川小学校 PTA R5 副会長・R6 副会長
12	南陽市立小学校長会代表 (4号委員)	板垣 健	南陽市小中連合校長会長 南陽市立赤湯小学校長
13	南陽市立中学校長会代表 (5号委員)	大友 信昭	南陽市中学校長会長 南陽市立赤湯中学校長
14	就学前児童保護者代表 (6号委員)	井上 謙司	赤湯幼稚園保護者会 R5 副会長・R6 会長
15	就学前児童保護者代表 (6号委員)	遠藤 百合子	R5 保育園 PTA 母親代表

【教育委員会事務局】

職 名	氏 名
管理課 課長	鈴木 博明
課長補佐	小林 宏明
学校教育課 課長	佐野 浩士
課長補佐	志賀 俊介

(2) 検討委員会の経過

期日・時間・場所	内容	備考
第1回検討委員会 令和6年2月29日(木) 19:00～ 沖郷公民館 多目的ホール	○委嘱状の交付 自己紹介 ○委員長選出、副委員長指名 ○諮問 ○協議 ・検討委員会の運営、審議の方針について ・今後のスケジュールについて ・南陽市立小中学校の現状について ○その他	出席委員 15名
第2回検討委員会 令和6年4月25日(木) 19:00～ 南陽市役所4階 大会議室	○協議 ・委員会の役割について ・子供たちにとって望ましい学習環境について ・今後の見通しについて	出席委員 15名
第3回検討委員会 令和6年6月27日(木) 19:00～ 南陽市役所4階 大会議室	○協議 ・前回までの確認、論点の整理 ・南陽市立中学校における適正規模について	出席委員 12名
第4回検討委員会 令和6年8月29日(木) 19:00～ 南陽市役所4階 大会議室	○協議 ・前回の確認 ・南陽市立小学校における適正規模について	出席委員 14名
第5回検討委員会 令和6年10月24日(木) 19:00～ 赤湯公民館 中会議室	○協議 ・答申(案)の作成について →次回委員会までに答申書素案を作成することに。 ※答申書素案作成 【日 時】令和6年11月22日(金) 14:30～ 【場 所】南陽市役所 401会議室 【出席者】委員長、副委員長、竹田委員、事務局	出席委員 11名
第6回検討委員会 令和6年12月19日(木) 19:00～ 南陽市役所4階 大会議室	○協議 ・答申(案)の検討	出席委員 12名
令和7年1月17日(金)	○検討委員会委員長から教育長へ答申	委員長 副委員長 竹田委員

第2章 南陽市小中学校の現状と将来予測

1 南陽市立小中学校の状況

(1) 児童生徒数の推移

南陽市における児童生徒数は、昭和 58 年度には 4,716 人、昭和 63 年度は 4,593 人と緩やかに減少を続けており、平成 25 年度では 2,637 人となり、令和 6 年度には、2,055 人となっています。住民基本台帳を基にした児童生徒数の将来推計では、令和 12 年度の児童生徒数は、1,684 人となる見込みです。

また、出生数等を見てみると、昭和 51 年度 508 人、平成元年 419 人、平成 25 年度 228 人、令和元年 203 人、令和 4 年度 142 人、令和 5 年度 140 人となっており、少子化が加速度的に進行しています。

(2) 小・中学校の規模

学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、小学校、中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」とされています。ただし、この標準は、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」という弾力的なものとなっています。

南陽市では、平成 19 年度の南陽市中学校再編統合検討委員会の報告に「適正規模・適正配置に関する事項」として、「教育効果と財政効率を向上させる観点から、適正規模を基本的には 12 学級～24 学級としながらも、本市の中学校では、1 学年 3 学級の 9 学級以上を目指していくことが望ましい。」とした経過があります。

【小学校の規模】図表②・・・令和 9 年以降は、推計値で表示しています。

	令和 6 年度		令和 9 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
沖郷小学校	386	13	380	13	330	12	310	12
梨郷小学校	43	★4	36	★4	32	★4	31	★3
赤湯小学校	511	18	528	18	488	17	465	16
中川小学校	43	★3	-	-	-	-	-	-
宮内小学校	280	12	249	11	210	9	199	8
漆山小学校	65	6	53	6	41	★5	40	★4
	1,306	58	1,246	53	1,101	47	1,045	43

※「★」印付きの数値は複式学級を含む。 ※ 学級数は、「通常の学級のみ」の数字。

学級数		令和 6 年度	令和 9 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
1～5	複式学級が存在する規模	梨郷小・中川小	梨郷小	梨郷小・漆山小	梨郷小・漆山小
6	クラス替えができない規模	漆山小	漆山小	-	-
7～8	クラス替えのできる学年がある規模	-	-	-	宮内小
9～11	半数以上の学年でクラス替えができる規模	-	宮内小	宮内小	-
12～18	標準的な規模	沖郷小・赤湯小 宮内小	沖郷小・赤湯小	沖郷小・赤湯小	沖郷小・赤湯小
19 以上	(21 学級以上:大規模校)	-	-		

↑ 公立小中学校適正規模・適正配置等に関する手引き (H27.1.27 文部科学省) 参照

令和6年度、クラス替えができる状況にある学校は、沖郷小、赤湯小、宮内小の3校です。漆山小は令和10年度まで単学級で推移します。宮内小学校は、令和9年度から段階的に単学級が増えていきます。

令和6年度複式学級が存在する学校は、中川小（令和7年度統合）と梨郷小です。令和11年度には、漆山小の中学年で複式学級が編成される見通しです。

※R7漆山小特別支援学級在籍児童の関係で2.3年複式学級が設置されます。

【中学校の規模】図表③ ……令和9年度以降は、推計値で表示しています。

	令和6年度		令和9年度		令和11年度		令和12年度		令和15年度		令和18年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
沖郷中	228	9	213	9	219	9	216	9	200	8	141	6
赤湯中	310	10	267	9	280	9	265	9	263	10	202	7
宮内中	211	7	182	7	166	6	163	6	139	5	100	4
	749	26	662	25	665	24	644	24	602	23	443	17

※ 学級数は、「通常学級のみ」の数字です。

学級数		令和6年度	令和9年度	令和11年度	令和12年度	令和15年度	令和18年度
1～2	複式学級が存在	－	－	－	－	－	－
3	クラス替えができない規模	－	－	－	－	－	－
4～5	クラス替えができる学年が少ない規模	－	－	－	－	宮内中	宮内中
6～8	クラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	宮内中	宮内中	宮内中	宮内中	沖郷中	沖郷中 赤湯中
9～11	クラス替えができ、同学年複数教員配置や免外指導解消が可能な規模	沖郷中 赤湯中	沖郷中 赤湯中	沖郷中 赤湯中	沖郷中 赤湯中	赤湯中	－
12～18	標準的な規模	－	－	－	－	－	－

↑ 公立小中学校適正規模・適正配置等に関する手引き（H27.1.27 文部科学省）参照

令和6年度時点では、宮内中の2学年で2学級編成となり、令和10年度には、3学年ともに2学級となる見通しです。

中学校においては、小規模化が進んだ場合、教員の配置への影響が懸念されます。教職員の定数については、当該学校の学級数（生徒数）に基づき決められるものであることから、特に技能教科教員の配置に影響がでることが予想されます。

(3) 学校施設の現状

南陽市の学校施設は、昭和 40 年～50 年代に建設されたものが多く、築 30 年以上の建物が学校施設全体の 52%を占めます。(鉄筋コンクリートによる施設を建て替えるまでの平均年数は「42 年」) 今後の学校施設の維持・更新コストは、過去 5 年間の投資的経費の約 1.7 倍に増加することが見込まれています。

南陽市の「公共施設等総合管理計画」では、令和 28 年度までに延床面積を 20%縮減することを目標にしています。しかしながら、児童生徒数が減少していく中で、施設の維持更新費用が増加することになり、施設保有のあり方やコスト削減、財源確保が今後の大きな課題となります。

個々の学校施設の長寿命化（保全計画）だけでは限界があることから、財政制約ラインとコストの乖離を埋めていくため、学校施設の配置や規模、運営面・活用面等に及ぶ多面的な見直しが必要であり、適正化に向けた総合的な取組の方針を明確にする必要があります。

【小中学校施設の建設年度】 図表④

建築時期	小学校施設	中学校施設
昭和 40 年～	中川小学校校舎 S42 沖郷小学校校舎①S46 宮内小学校校舎①S47	
昭和 50 年～	沖郷小学校校舎②S54・④S55 梨郷小学校校舎 S55 漆山小学校校舎 S54・体育館 S55	沖郷中学校校舎①S57 赤湯中学校校舎 S58
昭和 60 年～	沖郷小学校校舎③S62	赤湯中学校体育館 S60 宮内中学校体育館 S63
平成元年～	中川小学校体育館 H3 梨郷小学校体育館 H4	沖郷中学校校舎②H3
平成 10 年～	赤湯小学校校舎・体育館 H15	
平成 20 年～	沖郷小学校体育館 H23 宮内小学校校舎②・体育館 H22	沖郷中学校校舎③H25 ・体育館・武道場 H23 赤湯中学校武道場 H22 宮内中学校校舎・武道場 H22 給食センターH22

2 児童生徒数の減少に伴う課題と小規模校のよさの検証

※ 公立小中学校適正規模・適正配置等に関する手引き（H27.1.27 文部科学省）参照

（１）小規模校のメリットの最大化・メリットを生かした指導の充実（例）

- ・ 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい。
- ・ 意見や感想の発表等、活躍の機会が多い。
- ・ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多い。
- ・ 異年齢の学習活動を組みやすい。体験活動、校外活動等を機動的に仕組みやすい。
- ・ 地域の協力が得られやすいため、教育資源を最大限に生かした教育活動が展開できる。
- ・ ICT 機器等を含め、教材教具等を一人一人に行き渡らせやすい。 など

（２）学級数が少ないことによる学校運営上の課題（例）

- ・ クラス替えが全部又は一部の学年でできない。男女比の偏りが生じやすい。
- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・ 加配教員なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される。班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団活動の実施に制約が生じる。
- ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。 など

（３）教職員が少なくなることによる学校運営上の課題（例）

- ・ 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置が難しい。
- ・ 子供たちの良さが多面的に評価されにくく、また、多様な価値観に触れる機会が少ない。
- ・ TT（ティーム・ティーチング）、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難。
- ・ 教職員一人当たりの校務負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない可能性がある。
- ・ 免許外指導の教科の発生や部活動等の指導体制が難しくなる可能性がある。 など

（４）学校運営上の課題が子供たちに与える影響（例）

- ・ 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくい。
- ・ 子供たちの人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ・ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ・ 多様な活躍の機会が少なく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。 など

第3章 検討委員会での議論の過程

1 これから求められる学校教育の在り方

令和3年1月26日、「令和の日本型教育」の構築を目指して ～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～ と題し、中央教育審議会から答申が出されました。

その中では、「令和の日本型教育の構築に向けた今後の方向性」として、すべての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型の教育が果たしてきた、学習機会と学力の保障、社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し継承していくことが示されています。さらに、すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現のための改革の方向性として、以下の6点も示されています。

- 学校教育の質と多様性、包摂性を高め教育の機会均等を実現する
- 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

国の第4次教育振興基本計画を受け、山形県では、令和7年度から概ね10年間の教育の在り方を示す「第7次山形県教育振興計画」を現在策定中です。「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を目標として掲げ、異なる立場や考え、価値観を持った人々が豊かに生き生きと暮らす中で、「子供は、学校の中だけでなく、社会の中で交流し、ワクワク感（意欲・興味・関心）をもって自ら選択し学び合っている」「大人、家庭は、互いを尊重する姿を見せ、子供の試行錯誤を見守り、挑戦できる環境つくっている」「地域等は、子供一人ひとりの違いや個性を評価するとともに、子供たちへ多様な学びの場や安全・安心な環境を提供している」ことを“目指す社会”として示しています。

2 つむぎ・つなぎ、進化・発展させる南陽市の教育（第六次南陽市教育振興計画の推進）

これからの学校には、教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、子供たち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。このことは、学習指導要領にも示されているところですが、本市としても、これまで、社会的・時代的な要請を受けた教育課題に対し、人々の叡智や技術・技能、そして、徳性を結集し、市民総ぐるみで新たな時代における地域の人材育成や地域創生の具現化に取り組んできました。今後も、以下の点を有機的に結合させ、認知的側面と非認知的側面を切り離すことなく、「子供」を主語にした教育実践に取り組んでいく必要があります。

➤ 「南陽市の教育」の中核を為す「地域総合型教育」

「地域総合型教育」とは、市民一人一人が、学校・地域の枠を超え、現在及び将来につながるまちづくり、地域に根ざした人を育てるために、市民総ぐるみで取り組んでいく教育のことで、現在も、地域の教育機関や団体、あるいは個人の持つ教育機能の連携・連動・一体化を図りながら成果を高めています。

本市の子供たちは、多くの市民の方々との学びの中で、地域、社会の一員としての自覚を高めながら、成長しています。同時に、子供たちの生き生きとした学びが地域に組み込まれることで、歯車が動き出し、人々のつながりが増え、様々な世代の学びが充実し、地域活性化、文化の継承等、まちづくりの起点となっています。

令和6年度に荻小学校が宮内小学校と、令和7年度に中川小学校が赤湯小学校と統合いたします。今後の望ましい教育環境を整備する過程を「地域総合型教育」の視点で考えれば、統合による子供たちの「学ぶフィールドの広がり」や「活用できる教育力」「教育財産」等が増えるという効果が期待され、各学校では、このメリットを最大限に生かし、教育課程を編成することになります。一方、地域にとっても、その地域で学んだり、その地域や住む人のことを考えたりする子供たちが増えるとも言えます。つまり、地域総合型教育の理念は、現状の児童生徒数の減少、人口減少という大きな社会課題の解決の方策として理にかなっていて、児童生徒数の減少が顕著になった今こそ、効果を発揮するものと考えます。この理念を兼ね備えた実践型の教育を各校の教育課程の中に落とし込み、地域の捉えを同心円状に広げ、俯瞰する視座をもって課題解決の道を探っていただきたいと思います。

➤ 豊かな情操の醸成

「予測困難な時代」「先行き不透明な時代」と言われる中、社会構造も大きく変容し、人との関わりや自然と触れ合う機会の減少、価値観の多様化等も話題となっています。また、人工知能やビックデータ等の高度化している先端技術が、産業や社会生活に取り入れられるなど、身近なところでデジタル化を実感することが増えています。

しかしながら、いかに時代が変化しても、便利な世の中になっていこうとも、人が正義と真理を求め自己実現を図ろうとする営みや、うつくしいものをうつくしいと感じる情感豊かな心の在り様等は、人としての生き方あり方の根幹をなすものと考えます。

したがって、学校教育はもとより社会教育、教育活動全般において、より一層、「本物に触れる機会」を大切に、体験活動の充実を図っていただきたいと思います。特に、多感な子供たちが、様々な関わりや触れ合いの中で、気づき、心を耕し、認め合うことで、自らの志を大切にして学び続けられるような環境整備が重要となります。

➤ 「幼保小中一貫教育」と「社会参画活動」の効果の再確認

進路選択の大きなポイントとなる15歳。そして、成人として社会に羽ばたく18歳。

南陽市では、幼稚園・保育園・児童館、小学校、中学校・・・それぞれの教育機関が子供たちの育ちや学びを輪切りにしない取組みを進めています。つまり、南陽市内の幼児施設、小学校、中学校の全ての教職員は、園児・児童・生徒が、その年齢になった時の姿を思い描きながら、連続している一人一人の育ちや学びをサポートしています。また、市内小中学生の多くは、校種学年を超えて、異年齢の子供たちとの活動を経験しています。多様な学び・活動がたくさんできるのも「幼保小中一貫教育」のよさと捉えます。

さらに、小中学生といえども一市民であるという自覚を高め、社会性や公共性を育み、遵法精神や規範意識の醸成を促す本市ならではの教育実践である「社会参画活動」は、子供たちが地域の中で活躍し生きたモデルとなることで、子供たち自身が大人へと変容していく貴重な機会となっています。

これからの時代を生きぬく子供たちには、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働し、様々な社会の変化を乗り越える力、新たな価値を創出する力、そして、たくましく生きぬく根源となる確かな学力が必要です。

これらの力を身につけることは、「幼児施設だけ」「小学校だけ」「中学校だけ」で成し得ることはありません。コロナ禍、地域との関わりが困難な状況を経験したからこそ、本市の「幼保小中一貫教育」と「社会参画活動」の効果を再確認し、地域や家庭、そして学校が、それぞれの役割を担い、連携・連動しながら、地域に根ざした人材を育てることを通して、持続可能な社会の実現を目指していかなければなりません。

3 小中学校の規模・配置の適正化に関する基本的な方向性

上記の内容を踏まえ、当検討委員会では、次の点を基本的な方向性とし、本市の小中学校の学校規模及び学校配置の適正化に関する議論をすすめました。

(1) 将来を担う子供たちにとって望ましい学習環境の実現を最優先とする

コロナ禍、オンライン授業などによって、部分的ではありますが、物理的に学校に来なくても学校教育を受けられる可能性が開かれました。現在、本市でも、不登校傾向の子供たちへの学びの保障や学級閉鎖等の感染症対策という観点から、オンライン授業が活用されています。オンラインではない、みんなで集まって学ぶ学校の意義は何か。魅力的な学校とは、どんな姿か。それは、子供たち、そして、教職員も含めた多様な他者との対話、体験ができることにあります。また、個別学習や協働学習、一斉学習といった学習形態と系統的な学び、探究学習を、自分の学びに合わせて組み合わせられる環境があることと考えます。

そのため、今後児童生徒数の減少が見込まれる状況の中で、子供たちにとって望ましい学習環境を実現することを最優先に、学校規模・配置を検討しました。

(2) 将来を見据え、全市的な観点で検討・協議を進める

子供たちの減少とそれに伴う小中学校の小規模化は、特定の地域に限らず、今後、南陽市全域において進行することが見込まれています。市内各地域において、地理的条件がそれぞれ異なることを踏まえつつ、地域の実情に応じた適切な教育環境を確保することは、全市的に共通して求められる課題です。

そのため、今後の学校の在り方は、将来を見据え全市的な観点で検討・協議を進めました。

4 これまでの検討委員会の意見を踏まえた論点の整理

これまでの検討委員会（R6.2～R6.12：計6回実施）では、委員それぞれの立場から、本市の現状や子供たちを取り巻く環境の変化、今後の南陽市の教育について、以下のようなご意見を頂戴しました。

- ・ 子供が勉強をするにあたり、1学級に何人くらいが“ちょうどよい”のか？
- ・ 適正規模を「学級数」で示した際、付帯事項も必要ではないか？
- ・ 「地域総合型教育の実際」や「幼保小中一貫教育に適した環境」と、「子供たちにとって望ましい学習環境」との関連はどう考えていけばよいか？
- ・ 学校の規模が小さくなると、教員の数も減少するため、カリキュラムの自由度が少なくなる。ある程度、カリキュラムの自由度を確保できる規模が必要ではないか。
- ・ 子供の教育を考える上では、教員の働く環境も同時に考えていく必要がある。適正な人数、適正な学級で教員と子供たちとの環境の調和を図るために、ある程度余裕のある環境が大切ではないか。
- ・ 今後は、メリットデメリットはあるだろうが、統合を進めていくことは必要。あわせて、地元に残ってもらえるような教育をすすめる必要もあるのでは。
- ・ 将来的には統合せざるを得ないのではと考えている。地域の良さを知る、地域と関わる部分をふまえても統合が望ましい。今後の南陽市の人口推移を見る限りでは、中学校は1つになるのが良いのではないか。
- ・ 統合後、その地に子供たちがいなくなると、地域との関わりが希薄になる。「地域総合型教育」の中で、地域のよさや伝統…等をいかに継承していくかが重要ではないか。

特に、3回目には中学校、4回目には小学校の在り方について議論を重ね、以下のような意見を頂きました。

【中学校についての主な意見】

- ・ 子供のために良い教育環境を整えるためには、学校を一定規模以上の大きな規模、具体的には最低でも9学級以上、出来れば国で定める「12学級から18学級」に近づけていくことが大事である。
(※「南陽市の中学校は1校に」「計画の策定は早急に」という意見もあった。)
- ・ たくさんの人の意見に触れたり、いろんな人と話し合ったりする機会の確保が重要。
- ・ 美術などの専門教科を、免許外の教員が指導する状況を出来る限り回避するために教員数の確保が必要。
- ・ ICT機器を使用する環境の整備も含め、子供たちが情報に触れた際に正しい判断や行動ができるような教育環境を整える必要がある。
- ・ 教育の効果を考えたときに（学校あたりの）教員の数をもっと増やす必要がある。
- ・ 今、子供たちが身につけなければならない「力」が増えている。教員にも子供を育てるための専門性が求められている。子供が自分の力を伸ばすことのできる環境や、いろんな人と交わって社会性を身につける場面を大事にしなければならない。
- ・ 適正規模の検討や、そこからの統廃合については「まず一步から」ではなく、スピーディに進めていかなければならない状況であると感じている。

【小学校についての主な意見】

- ・ 小学校も中学校と同様、統合の方向へ向かうのかと思うが、中学校と小学校の教育環境のあり方の違いや、こうあるべきという「理想」は？
 - 発達段階に応じて異なる対応が必要という部分は大きいと考えている。また「小と中」「幼保と小」の接続にも十分配慮が必要である。
 - 全ての人を学校に引き留めるということではなく、「学びたい人が学べる」環境の整備は重要となっている。また「お互いに話し合い、折り合いをつける」経験ができる環境が、小学校においても必要になっていると考えている。
- ・ 子供にとって望ましい教育環境を整えるため、学校を一定規模以上で、具体的には、国で定める「12学級から18学級」に近づけていくこと、統合後の学校数は、当面「3校」あるいは「2校」にすることが、望ましいのではないかな。
- ・ 統合にあたっては「南陽は一つ」の考えのもと、旧町村の枠組みにこだわらず、ある程度の規模を確保していくことを踏まえて検討すべきである。現在の児童数の急激な減少から、いずれは「1校」への道筋もつけておくべきではないかな。
- ・ 配慮が必要な子供にとっての学校の適正規模とは。小規模校にそのよさがあるのではないかな。
- ・ 小規模校の統合にあたっては、その学校の保護者の意見を参考にしてほしい。
- ・ 統合にあたっては、校舎の建て替えや地元での再利用の可能性等も考慮して進めるべきである。
- ・ 小学校の校舎の中に地域の人が活動をするスペースがある等、新しい仕組みもあって良いのではないかな。

第4章 検討委員会における学校規模の適正化の考え方

1 学校規模適正化の必要性

子供たちの能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている義務教育段階の学校では、子供たち自身が、単に教科等の知識や技能を習得するだけではなく、自らが、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けていくことが重要です。

学校の適正化が図られた場合、期待される主な効果として、学習・生活指導、学校経営等の観点から、以下の点が考えられます。

- ・ 日々の授業では、グループ学習や課題選択学習など、多様な学習形態や指導体制が可能となり、より多くの関わり合いの中で伝え合い、多様な考え方に触れ、現在求められている「主体的、対話的で深い学び」を実現する学習活動が行いやすくなる。
- ・ 集団の中で切磋琢磨する機会が増えることで、相互に高め合うことが可能となり、国が示す3つの資質・能力である、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の涵養等が期待される。例えば、体育の球技やリレーなどの授業では、複数のチームと対戦できることから、相手チームに応じ作戦を立てるといった、より充実した学習活動が可能。
- ・ 異学年を含め、多くの仲間と共に学校生活を送ることや、学級替えができることなどから、人間関係の固定化を防ぐことができる。
- ・ 様々な人間関係の経験により、社会性や協調性、たくましさを身に付けることが期待される。
- ・ 教員数が多くなることで、ティーム・ティーチングのほか、支援が必要な子供たちに対して、より重点的な指導を行うこと等の効果的な指導、あるいは子供一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を実現するなどといった、多様な教育活動が可能となる。また、教育相談や生徒指導の体制も充実する。
- ・ 統合による学校規模の適正化が進むことにより、施設の修繕整備や備品の更新が行いやすい。

こうした教育活動を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。

2 南陽市における適正規模の基準

子供たち自身が、単に教科等の知識や技能を習得するだけではなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けていくこと、一定の規模の児童生徒集団が確保されること、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されること等を念頭に、現段階での南陽市立小中学校の適正規模の基準を以下の通りとします。

南陽市立小中学校の適正規模	南陽市の子供たちにとってよりよい学習環境を整え、教育効果を向上させる観点から、小中学校は、それぞれ以下の学級数を確保するよう努めること。 (1) 中学校は、1学年3学級以上、全体で9学級以上とする。 (2) 小学校は、1学年2学級以上、全体で12学級以上とする。
---------------	---

3 計画策定に係る具体的方策

一般に、学校規模の適正化を図る手法として、以下の3点があげられます。

- | | | |
|-------------|------------|----------|
| ① 近隣学校との統廃合 | ② 小規模のまま存続 | ③ 学区の再編成 |
|-------------|------------|----------|

また、別の視点からそれぞれのねらいを持って「義務教育学校¹⁾」「学びの多様化学校²⁾」を設置している県内の自治体もあります。

これらを踏まえ、本市においては、児童生徒の教育環境の改善や教育水準の向上といった観点を中心に、以下の点を考慮しつつ、市内小・中学校の再編統合により学校規模・配置の適正化を進めるよう、検討委員会として提案するものです。

南陽市小・中学校の再編統合を進める。

- (1) 中学校については、「市内1校」を基本として検討すること。その際、生徒数の著しい減少に伴う課題が顕在化している現状を踏まえ、スピード感をもって対応すること。
- (2) 小学校については、上記の規模を確保できるよう、保護者や地域の意見を聞きながら、段階的に統合を検討すること。その際、多様な学校の在り方³⁾について研究し、計画に反映させること。

¹⁾ 義務教育学校は、一人の校長と一つの教職員組織が9年間の学校教育目標を決め、一貫した教育を行う新たな学校種。修業年限は9年間で、小中学校の学習指導要領を準用した教育課程を実施。

²⁾ 学びの多様化学校とは、不登校児童生徒の実態に配慮し、特別の教育課程を編成して授業ができる学校。文科相が指定する。少人数指導や習熟度別指導など、個々の子供たちの実態に即した指導ができる。

³⁾ 「義務教育学校」「学びの多様化学校」のほか、「地域の拠点となる施設複合型の学校」など、南陽市の実情に合った新しい形態・仕組みも想定。

第5章 おわりに

子供たちが、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の不易な特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模を確保することについて、当委員会では多面的な視点から議論を重ねてまいりました。

人口 29,000 人ほどの本市において、令和 5 年度の出生数は約 140 人。これはたいへん衝撃的な数字です。この子供たちが小学校に入学する 6 年後、中学校を卒業する 15 年後、成人する 20 年後に思いをはせれば、VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）時代と表現される、将来の予測が困難な社会の状況を生き抜くために必要な力は何か。どう育成していくか。学校教育の不易と流行をしっかりと捉えておく必要があります。同時に、そのような時代の真っ只中にいる子供たちの「今」の幸せを保証していくことも考えなければなりません。

一方、地域コミュニティの衰退、三世代同居の減少、共働き家庭やひとり親世帯の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々な社会的背景の中で、家庭や地域における子供の社会性の育成機能が弱まっていることも指摘されます。これは、本市にとっても同様です。

学校の適正化による教育的効果は様々ありますが、私たちが忘れてはならないのは、「学校が、子供たちにとって、安全で、安心できる場所になっているか。」ということに尽きると思います。子供たちの育ちや学びを連続的にとらえ、将来の子供の姿に責任を持つ。子供たち一人一人の教育的ニーズや背景を把握し、適切な指導・支援ができるよう、望ましい環境を整えていくことが、私たち大人の責務です。

当委員会としても、市内小中学校の適正化の動きを一つの契機に議論を深め、「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会」「誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会」「持続可能な社会の創り手の育成」に向け、市民の叡智を結集し、その実現に向けた環境を整えていくことを期待します。

【参考資料】

【学級編制の標準】

- ※ 国では、令和3年度から小学校の学級編制の標準について、1学級40人から35人への引き下げを実施している。（段階的に40人から35人とするものとし、令和7年度には、小学校6年生までの全学年が35人となる予定。）
- ※ 1学年の人数が35人までの場合には、1学級35人の学級編制になり、1学年の人数が36人以上の場合に、2学級の学級編制になる。
- ※ 学級編制の標準の引き下げが行われていない学年については、1学年の人数が40人までの場合には、1学級40人の学級編制になり、1学年の人数が41人以上の場合に、2学級の学級編制となる。
- ※ 小学校において、2つの学年の児童数が16人までの場合に複式学級となる。ただし、小学校1年生が含まれるときは、8人までの場合に複式学級となる。中学校において、2つの学年の生徒数が8人までの場合に複式学級となる。
- ※ 山形県では、教育山形「さんさん」プランにより、1学級の人数を33人とする少人数学級編制を実施している。

標準法



さんさんP



34・35人は分割しない

67～70は、さんさん適用

100～106は、さんさん適用

★133人から⑤クラス、166人から⑥クラス、199人から⑦クラス

【教職員の定数】

学校に配置される教員の数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定められた都道府県ごとの教職員総数の標準（標準定数）が基になる。都道府県は、標準定数を標準としつつ独自の判断も織り込みながら、県費負担教職員の定数を条例で定めている。

例えば、教頭及び教諭等の定数は、学級数に応じて必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を以下のように設定している。

標準定数

・中学校 6学級の学校の学級総数×1.75 ・9学級の学校の学級総数×1.72 ・12学級の学校の学級総数×1.57

→ 例えば、6学級であれば校長1名、教頭と教諭で10.5名、9学級であれば校長1名、教頭と教諭で15.5名

12学級であれば校長1名、教頭と教諭で18.9名となる。

→ 9学級の場合、国語・社会・数学・理科・英語の5教科について2名ずつ配置することになる。音楽・美術・家庭・技術は各1名、体育は男女別に行うため2名の配置とすると、合計で16名必要となり、非常に厳しい状況となる。中学校では教員数により、学年団の構成や、男女別で指導する体育授業での授業形態、時間割の組み方など、学校運営上大きな違いが出てきている。また、複数顧問制をとる部活動の数にも反映される。

【複式学級】

… 小学校の複式学級は、2つの学年の児童数が16人まで、小学校1年生が含まれる場合は、8人までとなる。

◎ 梨郷小学校… 令和7年度完全複式（1.2年生の合計8名）となる。しかし、令和8年度は、1.2年生併せて12名となることから、複式解消。令和12年度に、再び1.2年生児童が8名になることから、完全複式となる。

◎ 漆山小学校… 令和7年度1年生が8名となり単学級。2.3年生で併せて16名となり複式学級となる。（※ 特別支援学級在籍児童を含めない実数による。→R7.2年生が6名。以後、前後の学年との組み合わせで複式学級が継続する。）

令和11年度、3.4年生児童が15名になることから、3.4年複式に、令和12年度、1.2年生児童7名、3.4年生児童13名となることから、1.2年と3.4年で複式学級となる。

【他市町の状況】

- ・ 平成 28 年度統合時 高畠町立高畠中学校生徒数 679 人(21 学級 | 学年3学級) →教職員数 62 人
- ・ 令和 11 年度統合予定 米沢市立東成中学校生徒数 549 人(19 学級) ※推計
- ・ // 米沢市立南成中学校生徒数 550 人(18 学級) ※推計
- ・ // 米沢市立北成中学校生徒数 384 人(13 学級) ※推計
- ・ 令和6年度 山形六中 666 人 山形十中 651 人 →教職員数 60 人

【平成 19 年度の南陽市中学校再編統合検討委員会の答申】

◎適正規模・適正配置に関する事項

教育効果と財政効率を向上させる観点から、適正規模を基本的には 12 学級～24 学級としながらも、本市の中学校では、1 学年3学級の9学級以上を目指していくことが望ましい。

【通学条件】

通学距離による考え方…国の基準 【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条】

- 小学校…おおむね 4 km 以内 ○ 中学校…おおむね 6 km 以内

通学時間による考え方…国の目安

- (交通機関を利用した場合も含め) おおむね 1時間 以内 ・ 徒歩通学で 1 km 約 15 分(4kmで約1時間)

【参考・引用文献】

- ・ 第3次教育振興基本計画 ・第7次山形県教育振興計画(骨子案) ・第六次南陽市教育振興計画
- ・ 米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画(R6.4 米沢市教委)
- ・ 高畠町における町立小中学校再編統合について(答申)(H20.11 高畠町小中学校再編統合検討委員会)

① 現中学校区にとらわれず学区を再編し3校とした場合

	令和6年度		令和9年度		令和11年度		令和12年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
沖郷	386	13	380	13	330	12	310	12
赤湯・中川	511	18	528	18	488	17	465	16
	21	★3						
宮内・漆山 吉野・梨郷	280	14	338	12	283	10	270	10
	65	6						
	43	★4						
	1306	58	1246	43	1101	39	1045	38

② 現中学校区をもとにした小学校を3校とした場合

	令和6年度		令和9年度		令和11年度		令和12年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
沖郷・梨郷	386	13	416	17	362	16	341	15
	43	★4						
赤湯・中川	511	18	528	18	488	17	465	16
	21	★3						
宮内・漆山 吉野	280	14	302	11	251	10	239	9
	65	6						
	1306	58	1246	46	1101	43	1045	40

※ 学区の再編成は実施せず、沖郷小・赤湯小・宮内小の通学区域を変更し、梨郷、中川、漆山・吉野地区をそれぞれ含むものとする対応を想定。

- ❖ 現・宮内中学校区の児童数の減少のスピードが速い。再編統合と共に学校設置の多様な在り方を考えていく必要がある。
- ❖ 今後複式学級の設置が見通される梨郷小・漆山小の統合時期の検討が必要。

③ 小学校を2校とした場合の例

	令和6年度		令和9年度		令和11年度		令和12年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
沖郷 梨郷 宮内・吉野 漆山	386	13	718	24	613	21	580	20
	43	★4						
	280	14						
	65	6						
赤湯・中川	511	18	528	18	488	17	465	16
	21	★3						
	1306	58	1246	46	1101	43	1045	40

④ 中学校を1校にした場合

	令和6年度		令和9年度		令和11年度		令和12年度		令和15年度		令和18年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
統合中	228	9	662	21	665	22	644	21	602	19	443	16
	310	10										
	211	7										

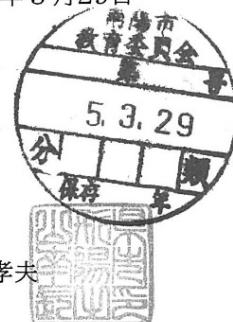
南陽市長から教育委員会教育長に対する諮問文書(写)

(令和5年3月29日付け み第405号)

み 第 405 号
令和5年3月29日



南陽市教育委員会
教育長 長濱 洋美 殿



南陽市長 白岩 孝夫

南陽市立学校の適正規模・適正配置の基本方針の検討と報告について(依頼)

本市においては、人口減少、少子化により児童生徒が年々減少し、平成21年度、平成22年度には中学校7校を3校に統合、平成25年度には小滝小学校と荻小学校を統合するなど小中学校の適正規模・適正配置に努めてまいりました。

しかしながら、未だ人口減少には歯止めがかからず、本市の児童生徒数は、昭和57年度は、4,689人だったものが、令和3年度には2,190人まで減少、令和8年度には、約200人減の1,985人を見込む状況となっております。

また、市内の小中学校の多くが人口急増期に建設された施設であるため、建築後相当年数が経過し、経年劣化による老朽化の進行により、施設の更新や長寿命化が必要となっているなどの課題もあります。

つきましては、将来を見据えた南陽市の小中学校適正規模、適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針について、教育的視点から検討していただきその結果について報告くださるようお願い申し上げます。

南陽市小中学校適正配置等検討委員会

委員長 殿

写

南陽市教育委員会

教育長 長 濱 洋 美

南陽市立小中学校適正規模・適正配置等について（諮問）

南陽市立小中学校の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中学校適正規模・適正配置等の基本的な方針を検討するため、下記事項に関し諮問します。

記

1 小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の検討について

【諮問理由】

南陽市の児童生徒数は、昭和57年度は、4,689人だったものが、令和5年度には2,116人まで減少、令和8年度には、約200人減の1,985人を見込む状況になるなど、人口減少や少子化が進んでいる状況です。その中で、平成21年度・22年度に中学校7校を3校に統合、また平成25年度には小滝小学校と荻小学校を統合し、現在は、令和5年度末をもって荻小学校が、令和6年度末をもって中川小学校が、それぞれ宮内小学校・赤湯小学校と統合することになっております。

あわせて市内小中学校の多くが老朽化し、施設の更新や長寿命化が必要となっている等の課題があります。

また、教育環境についても大きく様変わりし、教育現場へのICT機器の導入はもちろん、学校の授業も、教員が知識や技能を「教える」授業から、子供たちが主体的に「学びとる」授業へと変わってきていることから、本市においても、児童生徒にとって望ましい学習環境を整えていく必要がございます。

このような状況から、令和5年1月に行われた総合教育会議を経て、市長から教育長に対し、令和5年3月29日付けで、将来に向けた小中学校適正規模・適正配置等についての審議、報告を求められております。

これをうけ、教育委員会では、小中学校の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模・適正配置等の基本方針を策定することとなりました。

つきましては、将来を見据えた南陽市の小中学校適正規模・適正配置等の基本的な方針について、教育的視点を含め、多面的に検討しご提言いただきますよう、諮問するものです。

南陽市小中学校適正配置等検討委員会の運営・審議の方針について

1 会議の公開について

(1) 会議の公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合は、委員長が委員に諮り、非公開にすることができる。

- ① 特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- ② 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じる恐れがある情報を取り扱う場合

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行う。

(3) 傍聴者の遵守事項について

円滑な会議の運営を確保するため、傍聴者に係る遵守事項を別紙のとおり定める。

2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である南陽市教育委員会学校教育課・管理課が作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

- ① 開催月日、開会及び閉会時間、開催場所
- ② 出席委員の氏名
- ③ 説明のために出席した教育委員会事務局職員の職氏名
- ④ 議事の経過
- ⑤ その他必要な事項

(3) 議事録及び関係資料は南陽市ホームページにおいて公開する。

3 審議の方針について

本検討委員会は、諮問に対して答申を出すことが求められています。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

南陽市小中学校適正配置等検討委員会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中静かに傍聴し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 鉢巻や腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 報道関係者以外は、会議の同意なく撮影、録画、録音等を行わないこと
- 4 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 5 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 6 係員から指示があった場合は速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただくことがあります。